

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：知内町洪水ハザードマップ)

知内町の中心部には二級河川「知内川」が流れており、知内川が氾濫した場合の浸水想定区域は、知内町洪水ハザードマップによると、国道228号沿線の中心市街地では0.5m～3.0mの浸水域とされている。

地区名	想定される浸水深	小規模事業者数*
重内	0.5m～3.0m未満	55
中ノ川	0.5m～3.0m未満	12
森越	0.5m～3.0m未満	17
上雷・尾刺	0.5m～3.0m未満	8
湯ノ里	0.5m～3.0m未満	12
元町・涌元	0.5m～3.0m未満	37
小谷石	0.5未満	4

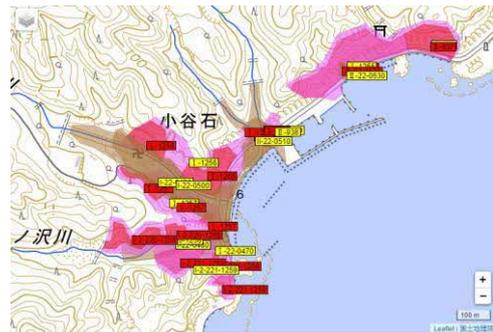


(出典：知内町洪水ハザードマップ)

(土砂災害：北海道土砂災害警戒情報システム)

北海道土砂災害警戒情報システムによると、町内沿岸部や山間部の一部地域が、土石流等の特別警戒区域・警戒区域に指定され、小規模事業者23者(湯ノ里地区12者、小谷石地区4者、涌元地区7者)あり、対策が必要とされている。

特に、小谷石地区は昭和48年に集中的な豪雨による大規模ながけ崩れと土石流の発生があり、壊滅的な打撃を受けており、地域住民の高齢化も顕著であるため、一層の対策が必要である。



(出典：北海道土砂災害警戒情報システム)

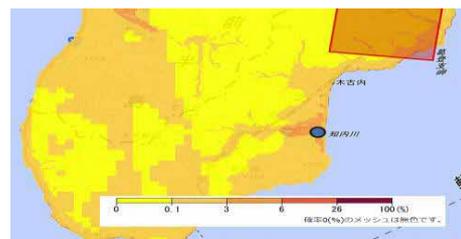
(地震：地震調査研究推進本部・J-SHIS)

知内町に影響を及ぼす可能性のある地震は、地震調査研究推進本部によると、知内町に最も近い「函館平野西縁断層帯」が存在しており、今後30年における震度6以上の地震発生確率は0.01%～3%との予見であるが、震度5以上で見ると町内中心地から沿岸域にかけて26%以上と高く、近年は頻繁に大型地震が発生していることから警戒は欠かせない状況と言える。また、平成30年の胆振東部地震における北海道全域に発生したブラックアウト現象では、町内でも電力が復旧するまで、冷蔵・冷凍商品の廃棄や事業停止等を余儀なくされ、事業活動に多大な影響を与えた。



(出典：地震調査研究推進本部)

地震発生確率地図



(出典：地震ハザードステーション)

(津波：知内町津波ハザードマップ)

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」を踏まえ、知内町では平成24年度に「津波ハザードマップ」を策定し、全戸配布により住民への注意喚起を行っている。

さらに、平成26年には、北海道が改訂した津波浸水予測図を基に、知内町地域防災計画の津波対策部分について「津波対策編」として必要な計画を定めており、津波被害を次のとおり想定している。

地点	0.2mの津波 到達時間	最 大	
		最高津波高	第1波のピーク時間
知内町※	48分	4m	76分
小谷石地区	48分	2.6m	72分

※小谷石地区を除く町内沿岸部



(出典：知内町津波ハザードマップ)

(その他)

知内町では昭和48年に集中的豪雨災害に見舞われ、8名の死者、行方不明者が発生する甚大な被害を及ぼした。近年においても風水害が多発しており、深刻な課題となっている。

<過去における主な災害記録>

年月	種別	災害概要	被害概要	被害総額
平成29年 9月	風害・水害	台風18号	住宅破損 1棟 非住宅破損 2棟 農作物冠水 0.03ha 農業用施設破損 2カ所 営農施設破損 4カ所 商業施設破損 1カ所 工業設備損壊 2カ所 工業製材廃棄 1件	7,480千円
平成30年 7月	水害	豪雨	河岸決壊 3カ所	27,000千円
	土砂災害 浸水害 洪水	梅雨前線 台風7号	河岸決壊 3カ所	53,000千円
平成30年 9月	風害	台風21号	農作物倒伏 0.02ha 営農施設破損 11カ所	1,790千円
	地震・停電	胆振東部地震	設備故障 4件 商品廃棄 3件	14,911千円
令和元年 8月	風害	台風10号	営農施設損壊 1カ所	18千円
令和2年 2月	暴風雪害	暴風雪	営農施設全壊 1カ所	700千円
令和2年 8月	風害	温帯低気圧	営農施設破損 3カ所 農作物倒伏 5カ所	1,200千円
令和3年 1月	暴風雪害	暴風雪	営農施設全壊 1カ所	2,000千円
令和3年11月	浸水害	大雨	農地土砂堆積 0.1ha 農作物冠水・茎葉損傷 0.41ha 農業用排水路土砂堆積 3カ所 営農施設損壊 4カ所 河岸決壊 2カ所	50,922千円

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

(2) 商工業者の現況

- ・商工業者等数 160人 (独自データ)
- ・小規模事業者数 145人 (独自データ)

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考	
商工業者	建設業	38	34	市街地にやや集中。
	製造業	14	11	郊外に点在。
	卸売業・小売業	29	27	市街地に集中。
	飲食業・宿泊業	22	22	市街地に集中し、一部は小谷石地区。
	サービス業・その他	57	51	市街地に集中。
合計	160	145		

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項目	年月	備考
知内町防災会議条例	昭和37年12月	平成24年10月改正
知内町地域防災計画	平成8年3月	平成26年5月一部改訂
新型インフルエンザ等対策行動計画の策定	令和3年1月	
防災倉庫の整備	令和3年7月	
防災訓練の実施	年1回実施	各町内会単位で実施
防災備品の備蓄	—	非常用飲料水 (500ml×24本入×254ケース) 非常用食料 (フリーズドライご飯×2種×500食) マスク、段ボールベッド、簡易ベッド、 テント型パーティション、インバータ 付き発電機・投光器

2) 当商工会の取組

項目	年月	備考
施策普及パンフレットにより災害復旧貸付制度、共済制度の周知	平成25年～ (年1回)	施策普及パンフレット配布
商工会報によるBCP策定への周知	平成30年～ (年1回)	チラシ配布
損害保険への加入促進	平成29年～ (隔年)	火災共済協同組合と連携し 制度普及・加入促進
商工会報による新型コロナウイルス感染予防対策の周知	令和2年～ (随時)	チラシ配布120部

## 2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・保険・共済に対する助言を行える職員の育成が必要である。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・地区内小規模事業者に対する予防接種の推奨、手洗いの徹底の周知が必要である。
- ・体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知することが必要である。

## 3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

### ・成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定目標 (事業継続力強化計画)				
			R4	R5	R6	R7	R8
建設業	38	34	0	2	0	0	1
製造業	14	11	2	0	0	0	1
卸売・小売業	29	27	1	0	1	1	0
宿泊・飲食業	22	22	1	1	3	1	0
サービス業・その他	57	51	1	2	1	2	2
合計	160	145	5	5	5	4	4

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、土砂災害警戒区域にある小規模事業者23者（湯ノ里地区12者、小谷石地区4者、涌元地区7者）を優先し、本計画期間において当該地域の全小規模事業者が策定するよう設定した。

### ・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年1回

## 4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画連携会議を年1回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### 5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

### 6 事業継続力強化支援事業の内容

当商工会と当町との役割分担・体制を整理し、連携して次の事業を実施する。

知内町	知内商工会
防災関連の情報提供	事業継続力強化計画の周知 セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

#### (1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することで、自然災害や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有及び連携を図る。

#### ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を、パンフレット、チラシ等を活用し周知を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和5年3月までに事業継続計画を策定予定

#### ウ. 関係団体等との連携

- ・連携先の、あいおいニッセイ同和損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

## エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定件数					フォローアップ回数 (策定事業者あたり)				
			R4	R5	R6	R7	R8	R4	R5	R6	R7	R8
建設業	38	34	0	2	0	0	1	0	2	0	0	1
製造業	14	11	2	0	0	0	1	2	0	0	0	1
卸売・小売業	29	27	1	0	1	1	0	1	0	1	1	0
宿泊・飲食業	22	22	1	1	3	1	0	1	1	3	1	0
サービス業・その他	57	51	1	2	1	2	2	1	2	1	2	2
合計	160	145	5	5	5	4	4	5	5	5	4	4

- ・町、商工会及び必要に応じて町内関係機関を交えて、本事業継続力強化支援計画の取組状況確認や改善点等について年1回程度協議の場を設け、評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

## オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	知内町の防災訓練と合わせて実施（必要に応じ）
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	知内町総務課総務係、産業振興課商工観光係

## カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町産業振興課と協議し策定する。

### （2）発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、職員自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

## ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。
- ・事務局職員の安否等については、状況を見ながら会長及び副会長へ連絡し情報共有を図る。  
〔連絡方法の優先順位〕 ①電話  
②メール（ショートメール、Eメール等）  
③SNS（LINE、メッセージ等）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否についてSNSのグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内において新型ウイルス等感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等を徹底する。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

## イ. 応急対策の方針決定

- ・知内町災害対策本部の方針に従い、当町産業振興課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全

を確保し、安全確保がされた後に出勤する。

- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合</li> <li>・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき</li> <li>・予想されない重大な災害が発生したとき</li> <li>・気象特別警報が発表されたとき</li> </ul>	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき</li> <li>・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき</li> </ul>	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時</li> <li>・町内に震度4の地震が発生したとき</li> </ul>	事務局長 経営指導員

- ・本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・新型コロナウイルス等の感染症

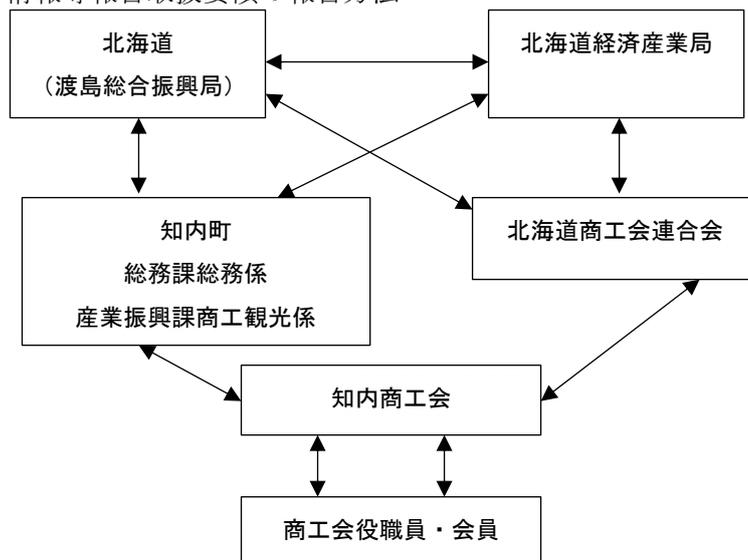
当町で取りまとめた「知内町職員新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」を参考とし、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生への恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・当商工会と当町が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、渡島総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

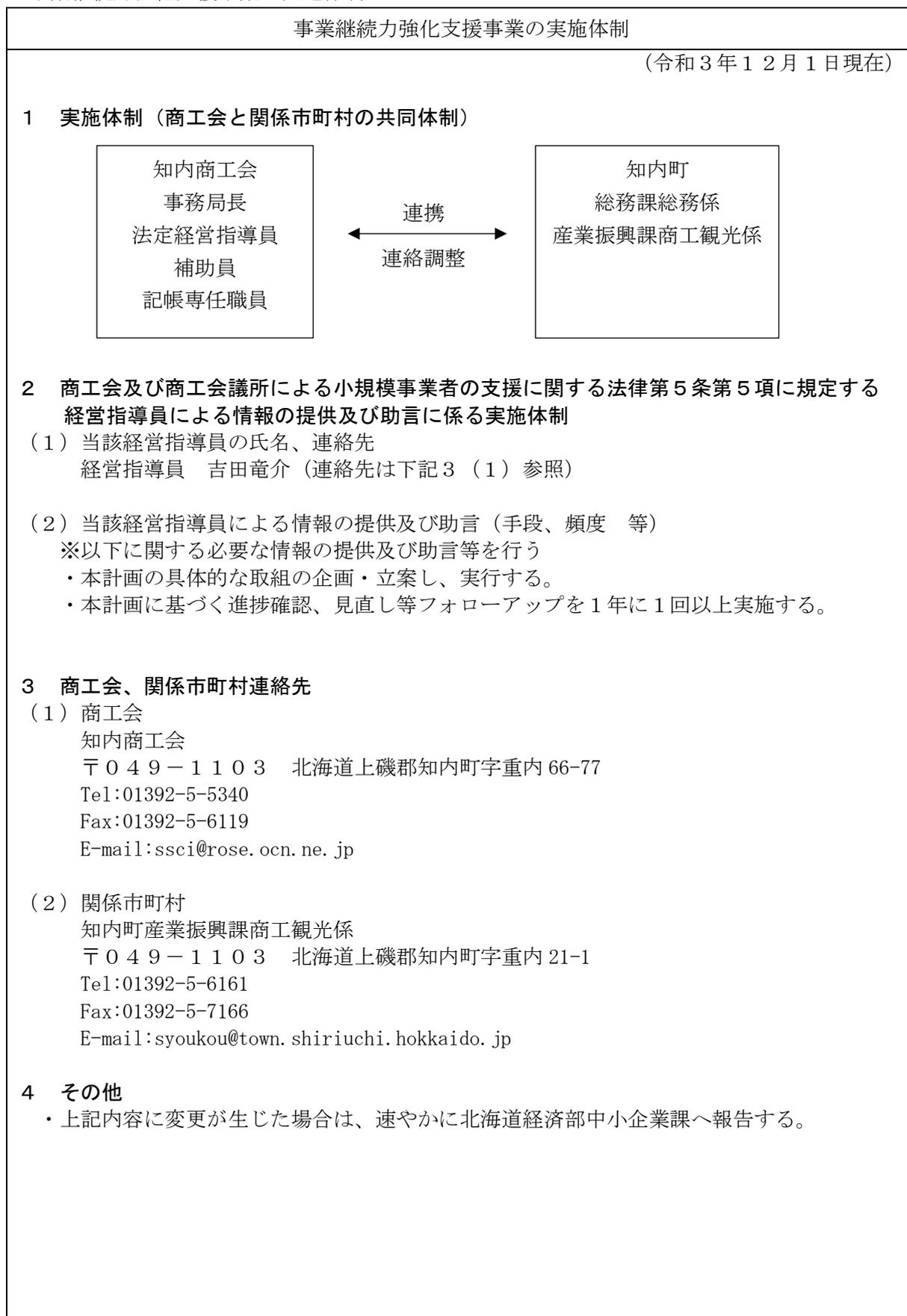
- ・知内町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、知内町・知内商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

## 1 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	130	130	130	130	130
・ 専門家派遣	60	60	60	60	60
・ セミナー開催費	30	30	30	30	30
・ チラシ等作成・周知費	20	20	20	20	20
・ 防災、感染症対策費	20	20	20	20	20

## 2 調達方法

調達方法
会費収入、知内町補助金、道補助金、事業収入 等